

Press Release



令和 6 年 4 月 23 日
市 民 環 境 部

消費者月間に合わせて街頭啓発キャンペーンを行います

高齢者をはじめとして、消費者被害の相談があとを絶ちません。また、若者が消費トラブルに巻き込まれるケースも増加しています。

市では5月の消費者月間に合わせ、被害の未然防止のため、街頭啓発キャンペーンを行います。

1 日時

5月14日(火) 11時~12時

2 場所

大手ロセンタービル「^{オーテ}Otte」1階出入り口周辺(出発式)、まいづる百貨店本店前

3 令和6年度「消費者月間」統一テーマ

『デジタル時代に求められる消費者力とは』

4 配布物

啓発チラシ、相談窓口案内メモ帳

5 参加者

市職員

市消費生活センター相談員

唐ワンくん

唐津警察署

唐津地区防犯協会

(本件の問い合わせ先)

市民環境部 市民課 市民相談室

担当: 北方、坂田、佐藤

電話: 直通 72-9122 (内線 2021)



～5月は消費者月間です～



「デジタル時代に求められる消費者力とは」

デジタル化やAIなどの技術の進展により、消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

このような中、デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、適切に情報を収集・発信する力などをつけることが重要です。また、「気づく・断る・相談する」という基礎的な力も引き続き高めていきながら、安全・安心で豊かな消費生活をおくりましょう。



契約前に、内容を再チェック！

心当たりのないメールやSMSは、開かない！URLやリンクをタップしない！

気をつけよう。あなたの周りの消費者トラブル①

ATMを操作しても還付金はもらえません!!・・・**還付金詐欺**



気をつけよう。あなたの周りの消費者トラブル②

1回だけ、お試しのつもりが・・・**定期購入**

気をつけよう。あなたの周りの消費者トラブル③

パソコンに警告表示、あわてて連絡・・・**サポート詐欺**

気をつけよう。あなたの周りの消費者トラブル④

簡単に稼げて高収入?うまい話には裏がある

・・・**情報商材のトラブル**

気をつけよう。あなたの周りの消費者トラブル⑤

「老人ホームの入居権を代わりに申し込んで。」など、同情や好意につけこむ・・・**つけこむ勧誘**



困ったときには、一人で悩まず相談してください



消費生活センターでは、消費者と事業者とのトラブルについて、自主交渉の方法や具体的な解決策などを助言します。

◆ 唐津市消費生活センター

受付時間 閉庁日を除く、平日8時30分から17時15分まで(相談受付は16時30分まで)

場 所 唐津市役所 本庁2階10番窓口

電 話 0955-73-0999

◆ 消費者ホットライン

土曜日・日曜日・祝日(12月29日から1月3日までを除く)の相談は、お近くの消費生活相談窓口を案内する「**消費者ホットライン(局番なし)188**」



デジタル時代に求められる 消費者力とは



5月18日は
消費者ホットライン
いやや
188の日

5月は消費者月間



VRで体験
鍛えよう、消費者力

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

🔍 消費者庁 消費者月間 検索



消費者ホットライン
キャラクター
188【イヤヤン】